

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年2月10日

**【四半期会計期間】** 第99期第3四半期  
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

**【会社名】** 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 石田 建昭

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

**【電話番号】** 03(3517)8100(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 財務企画部長 岡島 真人

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

**【電話番号】** 03(3517)8100(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 財務企画部長 岡島 真人

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第98期 第3四半期 連結累計期間	第99期 第3四半期 連結累計期間	第98期 第3四半期 連結会計期間	第99期 第3四半期 連結会計期間	第98期
会計期間		自平成21年4月1日 至平成21年12月31日	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
営業収益	(百万円)	44,551	38,530	14,426	13,342	58,500
純営業収益	(百万円)	43,519	37,319	14,077	12,918	57,110
経常利益	(百万円)	9,766	3,207	2,997	1,462	12,008
四半期(当期)純利益	(百万円)	5,485	3,228	1,718	885	7,160
純資産額	(百万円)			112,132	111,965	114,126
総資産額	(百万円)			603,726	733,715	664,766
1株当たり純資産額	(円)			399.83	403.44	406.92
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	20.36	11.56	6.19	3.18	26.33
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)					
自己資本比率	(%)			18.5	15.2	17.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,744	17,769			13,713
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,215	2,245			1,879
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	20,596	9,444			1,275
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)			59,291	48,658	62,521
従業員数	(名)			2,217	2,325	2,335

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 記載している消費税等の課税取引については、消費税等を含んでいません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び子会社16社並びに関連会社3社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、平成23年1月1日付で東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社は、同社を存続会社として株式会社東海東京投資顧問(共に当社の連結子会社)と合併し、東海東京アセットマネジメント株式会社へ商号変更しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	2,325[326]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、[ ]外数は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均人員であります。
- 2 上記のほか投資アドバイザー及びアセットアドバイザーの平成22年12月末の雇用人数は81名であります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	62[5]
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、[ ]外数は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務を中心に営んでおります。当該業務の収益の状況等については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に含めて記載しております。

### 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日(平成23年2月10日)現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は四半期決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行わなければなりません。また、経営者は退職金、投資、法人税等に関して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる方法により見積り及び判断をしておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針が、当社グループの四半期連結財務諸表の作成において用いられる重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

#### 退職給付費用

従業員(執行役員を除く)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率などが含まれております。当社グループの適格退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績率に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

## 投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い公開会社の株式と、価格の決定が困難である非公開会社の株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。公開会社の株式への投資の場合、株式の時価が、一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき下落が一時的でないとして判断します。非公開会社については1株当たり純資産額が取得原価の50%以上下落した場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

## 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。経営計画の策定にあわせ当該経営計画の期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

## (2) 当第3四半期連結会計期間の経営成績

### 概要

当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）は、エコカー補助金制度終了に伴って10月に新車販売が急減した反面、家電のエコポイント制度縮小を前に駆け込み的にテレビ販売が急増したこともあり、わが国経済は全般に踊り場となりました。一方、企業の景気見通しは、アジア景気好調、10月5日の日銀の「包括緩和」（国債、ETF、J-REITなど総額5兆円購入）発表、米国の感謝祭・クリスマス商戦の例年以上の盛り上がり等から、踊り場を脱して明るさを取り戻す気配がみられました。

こうしたなか株式流通市場は、11月以降、急反発しました。日経平均株価は期初の10月1日に9,400円台で始まった後、円高を嫌気して10月末には9,100円台まで下落しましたが、米連邦準備理事会が11月に追加の量的緩和を決定すると米国株が続伸、米景気回復を予想して米長期金利とドルが上昇（円は下落）したことも、日本株上昇の追い風となりました。日経平均株価は12月に10,300円台を回復し、期末は10,228円で終わりました。ただし、10月まで日本株が海外の株式市場に対して大きく出遅れていた分の修正という面も強く、商いは盛り上がりには欠け、当第3四半期連結会計期間の東証1部の1日当たり平均売買代金は、第2四半期連結会計期間の1兆2,445億円をやや上回る1兆4,242億円にとどまりました。

一方、債券流通市場は、株高、米長期金利上昇を嫌気した国内の金融機関が、保有していた債券を売却したこと等により、急反落しました。長期金利の指標である10年物国債利回りは期初の10月1日に0.9%台半ばで始まった後、10月6日に一時0.82%まで低下（債券価格は上昇）しましたが、その後は一転上昇（価格は下落）し、12月15日には一時1.295%をつけました。ただし、この水準は企業向け貸出金利を上回り魅力的となったため、信用力と換金性に勝る国債が金融機関に見直され、利回りは1.11%へ低下して期末を終えました。

このような環境のなかで、当第3四半期連結会計期間の営業収益は前年同期比7.5%減少し133億42百万円、純営業収益は前年同期比8.2%減少し129億18百万円、販売費及び一般管理費は前年同期比4.0%増加し118億70百万円となり、営業利益10億48百万円(前年同期比60.6%の減少)、経常利益14億62百万円(前年同期比51.2%の減少)、四半期純利益8億85百万円(前年同期比48.5%の減少)となりました。

#### 受入手数料

連結会計期間	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	委託手数料	1,820	5	20	0	1,846
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	100	11			111
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	7	4,087		4,094
	その他の受入手数料	14	5	937	491	1,448
	合計	1,936	29	5,044	491	7,501
当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	委託手数料	1,787	9	9		1,805
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	0	61			61
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料		3	2,886		2,890
	その他の受入手数料	9	8	1,135	288	1,442
	合計	1,796	82	4,031	288	6,200

当第3四半期連結会計期間の委託手数料は、前年同期比2.2%減少し18億5百万円となりました。このうち株式委託手数料は個人投資家の売買代金が低調に推移したことから、前年同期比では1.9%減少し17億87百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料のうち株券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、IPO、POともに引受け実績はありませんでした。一方、債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、第2四半期に引き続き一般事業債の引受けが堅調であったことから前年同期の11百万円から61百万円と増加いたしました。

当第3四半期連結会計期間の受益証券の販売環境は、第1四半期こそ堅調に推移いたしましたものの、その後は海外の景気が踊り場を迎えたことや円高の進展により販売環境は厳しいものとなり、受益証券に係る募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は前年同期比29.4%減少し28億86百万円となりました。この結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では前年同期比29.4%減少となる28億90百万円となりました。

その他の受入手数料のうち、受益証券の代行手数料は、預かり資産残高の増加を受け、前年同期比21.2%増加となる11億35百万円となりました。また、その他の受入手数料に含まれる保険販売手数料は前年同期比31.7%減少し1億9百万円となり、受益証券の代行手数料と合わせたその他の受入手数料は前年同期比0.4%減少し14億42百万円となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の受入手数料は前年同期比17.4%減少し62億円となりました。

## トレーディング損益

連結会計期間	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)			当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	2,054	431	2,486	2,429	520	2,950
債券・為替等トレーディング損益	1,994	1,730	3,725	1,413	1,998	3,411
合計	4,048	2,162	6,211	3,842	2,519	6,361

当第3四半期連結会計期間のトレーディング損益は、株券等のトレーディング損益のうち外国株式については、欧米株式を中心に外国株式の販売が好調でありました。一方で国内株を中心とするディーリングは、ギリシャ財政問題等に端を発した円高の影響による国内株式市場の低迷により損失となりました。この結果、株券等のトレーディング損益は前年同期比18.7%増加し29億50百万円の利益となりました。

一方、外貨建債券や仕組債の販売については、円高や国内株式市場の低迷により外貨建債券や他社株転換債の販売環境は厳しいものとなり、販売に伴うトレーディング益が低調となったことから債券・為替等のトレーディング損益は前年同期比8.4%減少し34億11百万円の利益となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のトレーディング損益は、前年同期比2.4%増加し63億61百万円の利益となりました。

## 販売費及び一般管理費

当第3四半期連結会計期間は、取引関係費が提携合弁証券の外債販売に対する支払手数料の増加などにより前年同期比36.3%増加し23億64百万円となりました。一方で、人件費は業績連動給の減少などから、前年同期比2.6%減少し56億51百万円となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の販売費及び一般管理費は前年同期比4.0%増加し118億70百万円となりました。

## トレーディング商品

当第3四半期連結会計期間末現在のトレーディング商品残高は次のとおりであります。

区分		当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	242,181	245,276
	株券 (百万円)	13,838	18,284
	債券 (百万円)	223,622	222,761
	受益証券 (百万円)	4,555	3,964
	その他 (百万円)	163	266
	デリバティブ取引 (百万円)	4,962	1,920
	オプション取引 (百万円)	3,229	740
	先物取引 (百万円)	3	68
	スワップ取引 (百万円)	1,623	1,080
	為替予約取引 (百万円)	29	
	為替証拠金取引 (百万円)	77	30
合計 (百万円)	247,143	247,196	
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	111,353	107,615
	株券 (百万円)	17,843	20,431
	債券 (百万円)	93,510	87,183
	デリバティブ取引 (百万円)	2,328	1,668
	オプション取引 (百万円)	2,158	1,239
	先物取引 (百万円)	39	24
	スワップ取引 (百万円)	129	248
為替予約取引 (百万円)		155	
合計 (百万円)	113,681	109,284	



### (3) キャッシュ・フローの状況等

#### キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、133億86百万円のキャッシュの収入(前年同期は111億85百万円の収入)となりました。これは主に、第2四半期連結会計期間末に比べトレーディング商品(資産)が増加し128億85百万円、トレーディング商品(負債)が減少し32億12百万円のそれぞれ支出となり、また債券レポ取引及び現先取引残高が増加し有価証券担保貸付金が335億80百万円の支出となる一方、有価証券担保借入金は581億17百万円の収入となったほか、顧客分別金信託額の減少による72億円の収入、信用取引資産の減少による68億92百万円の収入、約定見返勘定(資産)の増加による100億78百万円の支出等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に新規ソフトウェアの取得による無形固定資産の取得による支出4億55百万円等により7億70百万円のキャッシュの支出(前年同期は11億13百万円の支出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期社債の発行残高が増加し短期社債の収支が26億円の収入となる一方、中間配当の実施による配当金の支払額が11億18百万円となり、短期借入金の純額が減少により174億21百万円の支出となったことなどから169億64百万円のキャッシュの支出(前年同期は39億18百万円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末の残高は、第2四半期連結会計期間末より44億6百万円減少し486億58百万円(前年同期は592億91百万円)となりました。

#### 資金需要

当社グループの運転資金の主なものは、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関係費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において新たに発生した当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は以下のとおりであります。

当社は、これまでも米国におけるIR活動に注力してまいりましたが、新しい投資家層の拡大と投資対象としての一層の認知度向上を図るため、平成22年11月にスポンサー付きADR(注)(米国預託証券)プログラムを設定いたしました。なお、本件は、米国での上場や新株発行等の資金調達を伴うものではなく、発行済株式総数は増加しないため、当社株式が希薄化されることはありません。

(注)スポンサー付きADRとは、発行にあたって、原株の発行会社が特定の預託銀行と預託契約を締結し、発行会社、預託銀行及び投資家の権利義務を明確化した上で預託銀行が発行するADRです。スポンサー付きADRは、米国での上場を伴う上場プログラムと店頭市場で売買される非上場プログラムに分類され、当社ADRプログラムは非上場プログラムです。

平成22年6月に当社の連結子会社である東海東京証券株式会社(以下、「東海東京証券」という。)において判明しました同社元社員の不正行為につきまして、同年9月16日に同社は金融庁より業務改善命令を拝受いたしました。同社は、不正行為判明以降、社外有識者を交えた社内調査チームにおいて再発防止策を策定し、同年10月8日に金融庁に業務改善報告書を提出いたしました。なお、同社元社員につきましては、同年8月31日に懲戒解雇し、同年10月14日に刑事告発を行っております。

東海東京証券では、再発防止策に基づき、内部管理態勢を強化したうえで、お客様の信頼確保に向けて役社員一同全力をあげて取り組んでまいります。

また、当社グループは、お客さま・取引先・市場・投資家・社員・社会一般からの信頼を確保するために、「法令等遵守(コンプライアンス)」態勢をより充実・機能させることが必要不可欠だと考えております。

当社グループは、その持続的な実現を目指すため「グループ・コンプライアンス基本方針」を同年12月1日に制定いたしました。当社グループの全役社員は、この基本方針に則って、事業活動のあらゆる面において、コンプライアンスの徹底を最優先いたします。

#### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付行為( . . .において定義します。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成21年度より、厳しい経済・競争環境下でも勝ち残れる、証券会社を中核とする金融サービスグループへの更なる進化を目指して「経営3カ年計画～IT Revolution～」を策定し、実行しております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入する等、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して積極的に意見を述べている等、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、従前の「当社株式の大量買付行為に関する対応策」の期限到来にあたり、同対応策の更新(以下、更新後の対応策を「本プラン」という。)を平成22年6月29日開催の第98期定時株主総会へ上程し、株主の皆様のご承認をいただき、本プランに更新いたしました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の取得、及び(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)乃至(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象とします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。当社取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役、実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、研究者等の社外者の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員により構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は、公表されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の状態の維持を目的とするものでないこと及びその理由

( ) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

( ) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えます。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

( ) 会社役員の状態の維持を目的とするものでないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではありません。

( ) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権

平成21年6月26日定時株主総会決議、平成21年8月24日取締役会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	667(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	667,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり358(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日～平成26年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 442 資本組入額 221(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。



## 第1回第2号新株予約権

平成21年6月26日定時株主総会決議、平成21年12月21日取締役会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり378(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年1月1日～平成26年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465 資本組入額 232(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
  - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
  - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
  - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年6月29日開催の当社第98期定時株主総会での決議を受け、ストック・オプションとして当社及び子会社の社外取締役を除く取締役、使用人に対する新株予約権の発行内容を、平成22年12月20日開催の当社取締役会において決議し、平成23年1月5日に発行しております。

「第2回新株予約権」の概要は次のとおりであります。

平成22年6月29日定時株主総会決議、平成22年12月20日取締役会決議	
新株予約権の数(個)	863(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	863,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり332(注)2
新株予約権の行使期間	平成25年2月1日～平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		280,582		36,000		9,000

## (6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 933,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 277,848,000	277,848	単元株式数1,000株
単元未満株式	普通株式 1,801,115		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		277,848	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式749株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 6 2	933,000		933,000	0.33
計		933,000		933,000	0.33

(注) 1 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が、1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 当四半期会計期間中に、平成22年11月22日開催の取締役会決議に基づき自己株式3,000,000株を取得しております。

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	平成22年5月	平成22年6月	平成22年7月	平成22年8月	平成22年9月
最高(円)	392	359	383	353	319	309
最低(円)	356	309	316	301	278	269

月別	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月
最高(円)	299	318	335
最低(円)	261	274	298

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	49,175	63,092
預託金	17,894	19,674
顧客分別金信託	16,504	18,484
その他の預託金	1,389	1,190
トレーディング商品	247,143	247,196
商品有価証券等	242,181	245,276
デリバティブ取引	4,962	1,920
約定見返勘定	22,726	-
信用取引資産	30,325	36,042
信用取引貸付金	13,581	20,894
信用取引借証券担保金	16,744	15,148
有価証券担保貸付金	309,251	245,995
借入有価証券担保金	221,704	166,791
現先取引貸付金	87,546	79,203
立替金	192	127
募集等払込金	166	274
短期差入保証金	10,801	7,986
短期貸付金	144	128
有価証券	100	99
未収収益	1,649	2,248
繰延税金資産	1,734	1,877
その他	2,230	988
貸倒引当金	26	23
流動資産合計	693,510	625,709
固定資産		
有形固定資産	1 9,412	1 9,574
無形固定資産	4,136	4,780
投資その他の資産	26,655	24,701
投資有価証券	15,763	13,516
長期差入保証金	2,814	3,734
繰延税金資産	1,465	710
その他	7,777	7,320
貸倒引当金	1,165	580
固定資産合計	40,204	39,057
資産合計	733,715	664,766

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
トレーディング商品	113,681	109,284
商品有価証券等	111,353	107,615
デリバティブ取引	2,328	1,668
約定見返勘定	-	6,119
信用取引負債	7,588	9,150
信用取引借入金	3,975	6,218
信用取引貸証券受入金	3,613	2,932
有価証券担保借入金	296,303	223,935
有価証券貸借取引受入金	191,504	107,190
現先取引借入金	104,799	116,744
預り金	17,492	19,603
受入保証金	3,117	3,291
短期借入金	156,220	150,614
短期社債	12,300	11,300
1年内償還予定の社債	5,000	-
未払法人税等	200	5,873
賞与引当金	750	2,098
役員賞与引当金	-	54
その他	2,452	2,538
流動負債合計	615,108	543,864
固定負債		
長期借入金	2,940	3,050
退職給付引当金	1,727	1,480
役員退職慰労引当金	110	95
負ののれん	346	477
その他	1,347	1,366
固定負債合計	6,472	6,469
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	169	307
特別法上の準備金合計	169	307
負債合計	621,750	550,640



(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,155	33,155
利益剰余金	45,714	46,122
自己株式	1,414	442
株主資本合計	113,455	114,834
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,095	402
為替換算調整勘定	753	634
評価・換算差額等合計	1,849	1,037
新株予約権	44	20
少数株主持分	314	308
純資産合計	111,965	114,126
負債純資産合計	733,715	664,766

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	22,853	18,647
委託手数料	8,052	5,211
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	183	185
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	10,330	8,909
その他の受入手数料	4,287	4,341
トレーディング損益	19,794	17,516
金融収益	1,903	2,366
<b>営業収益計</b>	<b>44,551</b>	<b>38,530</b>
金融費用	1,032	1,211
<b>純営業収益</b>	<b>43,519</b>	<b>37,319</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		
取引関係費	5,049	6,730
人件費	18,080	16,944
不動産関係費	4,268	4,578
事務費	4,002	3,666
減価償却費	1,988	1,978
租税公課	530	462
貸倒引当金繰入れ	6	-
その他	825	916
<b>販売費及び一般管理費合計</b>	<b>34,752</b>	<b>35,277</b>
<b>営業利益</b>	<b>8,766</b>	<b>2,042</b>
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	189	187
受取家賃	639	709
負ののれん償却額	2	131
持分法による投資利益	220	246
その他	214	134
<b>営業外収益合計</b>	<b>1,267</b>	<b>1,409</b>
<b>営業外費用</b>		
不動産賃貸原価	171	192
その他	96	52
<b>営業外費用合計</b>	<b>268</b>	<b>244</b>
<b>経常利益</b>	<b>9,766</b>	<b>3,207</b>

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券売却益	0	52
金融商品取引責任準備金戻入	53	138
貸倒引当金戻入額	-	42
持分変動利益	-	646
<b>特別利益合計</b>	<b>53</b>	<b>880</b>
<b>特別損失</b>		
有価証券評価減	1 215	1 288
投資有価証券売却損	1	2
固定資産売却損	0	22
固定資産除却損	84	242
減損損失	13	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	18
貸倒引当金繰入額	-	2 630
<b>特別損失合計</b>	<b>314</b>	<b>1,205</b>
<b>税金等調整前四半期純利益</b>	<b>9,505</b>	<b>2,881</b>
法人税、住民税及び事業税	4,498	258
法人税等調整額	480	611
<b>法人税等合計</b>	<b>4,018</b>	<b>353</b>
<b>少数株主損益調整前四半期純利益</b>	<b>-</b>	<b>3,235</b>
少数株主利益	2	7
<b>四半期純利益</b>	<b>5,485</b>	<b>3,228</b>

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	7,501	6,200
委託手数料	1,846	1,805
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	111	61
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	4,094	2,890
その他の受入手数料	1,448	1,442
トレーディング損益	6,211	6,361
金融収益	713	780
<b>営業収益計</b>	<b>14,426</b>	<b>13,342</b>
金融費用	348	423
<b>純営業収益</b>	<b>14,077</b>	<b>12,918</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		
取引関係費	1,734	2,364
人件費	5,802	5,651
不動産関係費	1,379	1,509
事務費	1,324	1,218
減価償却費	671	688
租税公課	178	166
その他	322	271
<b>販売費及び一般管理費合計</b>	<b>11,413</b>	<b>11,870</b>
<b>営業利益</b>	<b>2,663</b>	<b>1,048</b>
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	68	58
受取家賃	220	238
負ののれん償却額	0	43
持分法による投資利益	83	109
その他	61	39
<b>営業外収益合計</b>	<b>435</b>	<b>489</b>
<b>営業外費用</b>		
不動産賃貸原価	56	63
その他	45	11
<b>営業外費用合計</b>	<b>102</b>	<b>75</b>
<b>経常利益</b>	<b>2,997</b>	<b>1,462</b>

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	0	33
貸倒引当金戻入額	21	34
特別利益合計	21	67
<b>特別損失</b>		
有価証券評価減	1 6	1 38
投資有価証券売却損	0	-
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	56	4
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	0
特別損失合計	63	43
税金等調整前四半期純利益	2,955	1,486
法人税、住民税及び事業税	733	45
法人税等調整額	502	554
法人税等合計	1,236	600
少数株主損益調整前四半期純利益	-	885
少数株主利益又は少数株主損失( )	0	0
四半期純利益	1,718	885

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	9,505	2,881
減価償却費	1,988	1,978
負ののれん償却額	2	131
持分法による投資損益(は益)	220	246
退職給付引当金の増減額(は減少)	420	247
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	191	15
貸倒引当金の増減額(は減少)	19	588
受取利息及び受取配当金	2,099	2,554
支払利息	1,032	1,211
有価証券評価損益(は益)	215	288
投資有価証券売却損益(は益)	1	50
持分変動損益(は益)	-	646
固定資産売却損益(は益)	0	22
固定資産除却損	84	242
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	18
減損損失	13	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	3,400	1,979
募集等払込金の増減額(は増加)	32	107
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	73,053	53
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	34,432	4,397
信用取引資産の増減額(は増加)	8,950	5,717
信用取引負債の増減額(は減少)	1,736	1,561
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	126,150	76,723
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	157,926	85,834
預り金の増減額(は減少)	1,652	2,067
受入保証金の増減額(は減少)	140	173
その他の資産の増減額(は増加)	5,728	26,459
その他の負債の増減額(は減少)	116	8,606
小計	938	13,636
利息及び配当金の受取額	1,859	2,603
利息の支払額	939	1,139
法人税等の支払額	115	5,597
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,744	17,769

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	298	632
有形固定資産の売却による収入	-	12
無形固定資産の取得による支出	1,004	805
投資有価証券の取得による支出	152	1,821
投資有価証券の売却による収入	34	156
差入保証金の差入による支出	90	170
差入保証金の回収による収入	58	1,114
その他	237	97
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,215	2,245
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	25,856	5,612
長期借入れによる収入	810	-
長期借入金の返済による支出	100	110
短期社債の発行による収入	64,400	39,900
短期社債の償還による支出	62,400	38,900
社債の発行による収入	-	5,200
社債の償還による支出	-	200
自己株式の取得による支出	-	964
自己株式の処分による収入	3 4,812	-
自己株式の純増減額（は増加）	5	7
配当金の支払額	2,255	3,635
少数株主からの払込みによる収入	-	2,550
少数株主への配当金の支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,596	9,444
現金及び現金同等物に係る換算差額	29	160
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	20,037	10,730
現金及び現金同等物の期首残高	79,328	62,521
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	3,132
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 59,291	1 48,658

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社は、平成22年4月5日に東海東京証券株式会社(以下、「東海東京証券」という。)を存続会社として同社と合併しております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>連結子会社であった西日本シティTT証券株式会社(以下、「西日本シティTT証券」という。)は、平成22年5月6日に第三者割当増資により当社議決権所有割合が低下したため、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。</p> <p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益が7百万円それぞれ減少し、税金等調整前四半期純利益が26百万円減少しております。</p>

## 【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

## 【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。



【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

連結子会社の第三者割当増資及び連結範囲の変更

当社の連結子会社であった西日本シティTT証券は、平成22年3月23日開催の取締役会において、株式会社西日本シティ銀行(以下、「西日本シティ銀行」という。)に対して第三者割当増資を行うことを決議し、平成22年5月6日に実施いたしました。

(第三者割当増資の概要)

(1) 募集又は割当方法

第三者割当

(2) 発行新株式数

普通株式 2,550株

発行価額

1株につき 1百万円

発行価額の総額 2,550百万円

資本組入額

増加する資本金の額 1,275百万円

増加する資本準備金の額 1,275百万円

(3) 払込期日 平成22年5月6日

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社及び西日本シティ銀行は、九州経済の中心として人口500万人を越す福岡県において、西日本シティ銀行の県内全域に亘る店舗網や豊富な顧客基盤、地域に根ざして築き上げたブランド力を活用するとともに、当社100%子会社の東海東京証券が独立系フルライン証券会社として培ってきた高度なノウハウ・機能を導入することで、福岡県内において、もっとも顧客から選ばれる証券会社を目指し、西日本シティTT証券を設立いたしました。

西日本シティ銀行との提携効果を十分に発揮させ、福岡地域のお客様に対して、地域に密着した、よりよい商品・サービスを提供するとともに、当社経営資源を集約するため、平成22年5月6日を期して、会社分割の方法により、東海東京証券福岡支店における金融商品取引業を西日本シティTT証券に承継いたしました。

東海東京証券が分割いたしました資産・負債の内容は次のとおりであります。

資 産		負 債	
項 目	金 額 (百万円)	項 目	金 額 (百万円)
現金及び預金	0	預り金	201
顧客分別金信託	217	信用取引負債	27
信用取引資産	27	受入保証金	16
その他	0	その他	0
流動資産合計	246	流動負債合計	245
有形固定資産	6		
無形固定資産	3		
投資その他の資産	27		
固定資産合計	38		
合 計	284	合 計	245

また、当社と西日本シティ銀行は平成22年3月25日に「株主間協定書」を締結し、前記会社分割後、直ちに西日本シティTT証券が実施する第三者割当増資について、西日本シティ銀行が全額引受けることにより西日本シティTT証券を合併会社とすることに合意し、平成22年5月6日に西日本シティTT証券は西日本シティ銀行に対して第三者割当増資を実施しております。

(5) 持分変動利益

本第三者割当増資に伴う当社持分比率の低下により、第1四半期連結会計期間において、西日本シティTT証券は持分法適用会社となり持分変動利益(特別利益)6億46百万円を計上しております。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 7,263百万円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 6,948百万円
2 保証債務等 従業員(4名)の金融機関借入金に対する債務保証 5百万円	2 保証債務等 従業員(6名)の金融機関借入金に対する債務保証 8百万円

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 特別損失の有価証券評価減215百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。	1 特別損失の有価証券評価減288百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。
	2 当社子会社である東海東京証券の元社員によるお客様の資金を不正に出金する等の不正行為に関し、同社においてお客様損害額への代位弁済債務及び不正行為を行った元社員への債権が発生しております。この債権の金額について貸倒引当金を計上したものであります。

## 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 特別損失の有価証券評価減6百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。	1 特別損失の有価証券評価減38百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 59,862百万円 預入期間が3ヶ月を超える 571 定期預金	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 49,175百万円 預入期間が3ヶ月を超える 517 定期預金
現金及び現金同等物 59,291	現金及び現金同等物 48,658
2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損215百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。	2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損288百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。
3 平成21年9月28日開催の取締役会決議に基づく、トヨタファイナンシャルサービス株式会社に対する第三者割当による自己株式の処分額であります。	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	280,582,115

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,948,707

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

区分	当第3四半期 連結会計期間末
ストック・オプションとしての 新株予約権(百万円)	44

(注) 上記新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,516	9.00 (うち特別配当 3.00)	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,118	4.00	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

自己株式の取得

当社は、平成22年11月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、自己株式3,000,000株(取得価額964百万円)の取得を行いました。これにより、当第3四半期連結累計期間において、自己株式が971百万円増加しております。

(セグメント情報等)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当企業集団は、有価証券の売買等、有価証券の売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱いなどの金融商品業務を中心とする営業活動をグローバルに展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当企業集団の事業区分は「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

連結売上高に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

**【セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(資産)	22,726	22,726	

(注)1 金融商品の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿金額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 上記の他に、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は以下のとおりであります。

区分	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	5,514
計	5,514

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	8,756	26	26
	買建	5,055	2	2
	通貨オプション取引			
	売建	29,560	2,001	137
	買建	16,873	838	442
金利	債券先物オプション取引			
	売建			
	買建			
株式	株価指数オプション取引			
	売建	14,564	36	37
	買建			
	株券店頭オプション取引			
	売建	2,329	120	9
	買建	20,622	2,362	561

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	403円44銭	1株当たり純資産額	406円92銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	20円36銭	1株当たり四半期純利益	11円56銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	5,485	3,228
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,485	3,228
普通株式の期中平均株式数(千株)	269,437	279,309

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	6円19銭	1株当たり四半期純利益	3円18銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	1,718	885
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,718	885
普通株式の期中平均株式数(千株)	277,487	278,630

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第99期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当について、平成22年10月28日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、支払っております。

中間配当金の総額 1,118百万円

1株当たり中間配当金 4円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月1日



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 夏樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 薫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

子会社の取得に関する事項が重要な後発事象に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 夏樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 薫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。